相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区等々力六丁目六番地、最後の住所神奈川県座間市立野台三丁目一九番一七号　ふじハウス西一号　被相続人　亡　加野　明夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二日

神奈川県相模原市中央区相模原二丁目一番五号　サトウビル五階　相続財産管理人　弁護士　末広多親子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区羽田空港二丁目一五八番地、最後の住所川崎市麻生区片平一六七三番地一二アゼリアコート五月台二〇二　被相続人　亡　片倉　大介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二日

川崎市中原区新丸子東三丁目九四六番地　関口組小杉ビル三階　ひすぎ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　切田　龍太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県秦野市八沢一三九番地、最後の住所神奈川県小田原市風祭一〇七番地の一三〇一　被相続人　亡　増田　好美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二日

神奈川県小田原市本町一丁目四番七号朝日生命小田原ビル四〇二　おだわら総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　奥田　裕介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区元町四丁目一五三番地、最後の住所横浜市中区元町四丁目一五三番地　被相続人　亡　石崎　一子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二日

横浜市中区住吉町一丁目四番地プロスタイルウェルス関内四〇一　相続財産管理人　弁護士　保良　公晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区東心斎橋二丁目三二番地、最後の住所大阪市中央区日本橋二丁目六番四号　被相続人　亡　酒井　堤三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二日

三重県津市羽所町三四五番地津駅前第一ビル六階　相続財産管理人　北薗　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市東深津町一五五番地一、最後の住所大阪府吹田市千里丘上一一番一〇号　石川方　被相続人　亡　清水　俊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二日

大阪市北区西天満一丁目八番九号ヴィークタワーＯＳＡＫＡ一九〇三　相続財産管理人　弁護士　三本　哲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県安芸市安芸ノ三乙五四六番地、最後の住所高知県高知市鴨部高町八番六号　被相続人　亡　髙橋智惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年八月二日

高知県高知市小津町八番一一号　相続財産管理人　中村　吉作

無縁墳墓等改葬公告

この度、正俊寺長尾霊苑の墓地の整理統合を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十九年八月二日

一、墳墓等の所在地　大阪府枚方市長尾宮前二丁目二番一号

一、墳墓等の名称　正俊寺長尾霊苑

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年８月２日

記

[掲載順序]

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ダイヤビルサービス　②東京都知事(1)94499　③代表取締役　金井明　④東京都港区芝四丁目11番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区芝四丁目11番１号　株式会社ダイヤビルサービス　代表取締役　日吉好孝

①株式会社土地評価センター　②東京都知事(8)52131　③代表取締役　丹羽安夫　④東京都大田区山王二丁目６番７号ランビックス山王　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都大田区山王二丁目６番７号ランビックス山王　株式会社土地評価センター　代表取締役　丹羽安夫

①内外建設株式会社　②東京都知事(5)72746　③代表取締役　島田稔　④東京都中央区八丁堀２―20―８　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都中央区八丁堀二丁目20番８号八丁堀綜通ビル２階　内外建設株式会社　代表取締役　島田稔

①泉友総合不動産株式会社　②東京都知事(1)99309　③代表取締役　西川知宏　④東京都千代田区九段北三丁目２番11号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区九段北三丁目２番11号　泉友総合不動産株式会社　代表清算人　西川知宏